

釧路地域 6 市町村合併協議会会議運営規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、釧路地域 6 市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 10 条第 3 項の規定に基づき、釧路地域 6 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第 3 条 協議会の会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第 4 条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表 決)

第 5 条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告する。

(傍 聴)

第 6 条 会議は、傍聴することができる。

2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 異様な物を持っている者
- (3) 前 2 号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第 10 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第 12 条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事

(4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

2 前項の公開は、別表に定める方法により行うものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月10日から施行する。

別表（第 13 条関係）

会議録等を公開する場所		公開する時間
名 称	所 在 地	
釧路市役所	釧路市黒金町 7 丁目 5 番地	午前 8 時 50 分から 午後 5 時 20 分まで (閉庁日を除く。)
釧路市役所鳥取支所	釧路市新橋大通 1 丁目 2 番 20 号	
釧路市役所春採支所	釧路市武佐 1 丁目 3 番 4 号	
釧路市役所桜ヶ岡支所	釧路市桜ヶ岡 4 丁目 3 番 28 号	
釧路市役所大楽毛支所	釧路市大楽毛 5 丁目 1 番 22 号	
釧路市鳥取コミュニティセンター	釧路市鳥取北 8 丁目 3 番 10 号	午前 10 時から午後 6 時まで。ただし、土・日は午前 10 時から午後 5 時まで (休館日を除く。)
釧路市東部地区コミュニティセンター	釧路市益浦 1 丁目 20 番 20 号	
釧路市中部地区コミュニティセンター	釧路市愛国 191 番地 5511	
市立釧路図書館	釧路市幣舞町 4 番 6 号	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、土・日は午前 10 時から午後 5 時まで (休館日を除く。)
釧路町役場	釧路町別保 1 丁目 1 番地	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで (閉庁日を除く。)
釧路町役場昆布森支所	釧路町昆布森 3 丁目 22 番地	
釧路町役場雪裡支所	釧路町木場 1 丁目 2 番地	
釧路町役場遠矢支所	釧路町河畔 7 丁目 52 番地	
釧路町保健福祉センター	釧路町字別保原野南 25 線 55 番地 6	
阿寒町役場	阿寒町中央 1 丁目 4 番 1 号	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (閉庁日を除く。)
阿寒町役場阿寒湖支所	阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 6 番 1 号	

阿寒町役場布伏内出張所	阿寒町字舌辛原野 22 線北 51 番地地先	
鶴居村役場	鶴居村鶴居西 1 丁目 1 番地	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで (閉庁日を除く。)
鶴居村役場幌呂出張所	鶴居村幌呂東 2 丁目 21 番地	
白糠町役場	白糠町西 1 条南 1 丁目 1 番地 1	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで (閉庁日を除く。)
白糠町役場庶路支所	白糠町西庶路東 2 条南 2 丁目 2 番地 28	
音別町役場	音別町本町 1 丁目 40 番地	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで (閉庁日を除く。)